

「サーバ機器等の撤去及び廃棄業務」に係るオープンカウンター公告

Q&A

令和2年10月27日

No.	質問	回答
1	仕様書、項番 5(2)におきまして、「廃棄処理を委託する場合は、受注者が業者の選定及び手配をすること。」とありますが、弊社は産業廃処分業許可を持っておらず、廃棄処理は弊社と取引のある廃棄業者に委託することになります。その場合、本件契約書とは別に、貴基金様と廃棄業者との個別契約が必要となりますが、ご対応は可能でしょうか。	産業廃棄物処理の委託に係る契約につきましては、本業務の契約書とは別に、廃棄業者様と契約書の取り交わしをさせていただきます。委託先が決まり次第、当方に会社名等を報告してください。